

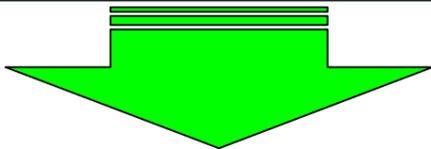
## 1 前回の検討(第6回会議)

### 義務付け・枠付け、関与(定義)

- (1) 義務付け・枠付け  
一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動(計画策定を含む)を義務付ける事務  
地方自治体の活動について、組織、手続、判断基準などによる制約を設ける事務
- (2) 関与  
国又は県による助言・勧告、資料の提出の要求、協議、同意などを行う事務

### 対応の方向

- (1) 県の対応  
県においては、第2次勧告による判断基準を踏まえ、県の条例等を点検・検証していくものとし、その結果を岩手県分権推進会議に報告する。
- (2) 国への提言( H21.3提言書提出済)  
県(国)による市町村に対する義務付け・枠付け、関与は、法令の規定に基づくものが多いことから、早期に見直しに取り組むよう、次の観点から提言していく。  
第1次地方分権改革の趣旨を踏まえ、法令による関与は、必要最小限とすること。  
国は、第2次勧告における「義務付け・枠付け」の見直しに積極的に取り組むこと。



## 2 本県の条例等の検証

地方分権改革推進委員会が、第2次勧告において自治事務に関して、法律による過剰な義務付け・枠付けの見直しを勧告したことを踏まえ、県の条例、規則、要綱、要領による市町村に対する義務付け・枠付け、関与がないか検証した。

## 3 検証対象の条例等

区分	20条例の 対象条項数	16規則の 条項数	5要綱の 条項数	検討対象 計
(1) 努力規定 「～に努めるものとする」など、市町村の事務処理等を奨励する規定があるもの	21		1	22
(2) 手続規定 「を行う」、「～しなければならない」など、事務の手続を規定するもの	5	15	17	37
(3) 交付金等の交付規定 交付金、補助金、貸付金などの手続を規定するもの	1	5		6
(4) 申出規定 市町村の申出により、事務の一部を実施できることを規定するもの	7			7
(5) その他 上記(1)～(4)以外のもの		8	6	14
計	34	28	24	86

## 4 検証の方針

- (1) 検証の対象  
「市町村」の事務を規定している県の条例、規則、要綱、要領。
- (2) 検証の方針  
次に当てはまるものを除き、合理性のない規定はないか検証する。  
地方分権改革推進委員会が設定した「許容すべきものの判断基準」に該当すると認められるもの。(別添参照)  
上記に該当するもの以外については、条例等の内容に合理性があるか次の視点を踏まえ、個別に検証するものとする。  
ア 単なる奨励にとどまるか。  
イ 事務の内容に合理性があるか。  
ウ 交付申請等に当たって必要不可欠か。  
エ 市町村が自らの意向により申し出るものか。  
オ 市町村の経由によっては、合理性があるか。  
県から市町村への法定受託事務に関する条例等は、第1次分権改革において、国の関与を見直した際に、見直し済みであることから、今回は、検証の対象としない。

## 5 見直しの方向(案)

- (1) 合理性のない規定は、廃止するよう見直す(単なる奨励にとどめることを含む。)
- (2) 上記4の方針に従い、条例等の所管部局において、検証した結果、3規則(4条項)が見直し(廃止)が必要と認められた。(別紙1)
- (3) また、第2次勧告で見直すべきとされた法律に基づく、2要領については、今後、法改正等の状況に応じて見直す。
- (4) なお、県による見直し(案)について、市町村に意見を照会した結果、修正意見はなかったが、1規則、1要領について、事務処理方法や運用に関する意見があった。(別紙2)

## 6 今後の見直しの進め方

今後、地方分権改革推進委員会による第3次勧告において、特に問題があるとされた「協議、同意、認可・許可・承認」、「計画等の策定とその手続」などの勧告が予定されており、これらを参考としながら、本県の条例等の見直しを進めることとする。

### 【参考】法定受託事務(地方自治法第2条第9項)

地方公共団体の行う事務のうち、国や県から委託され、代行して行う事務。  
・第一号法定受託事務(県、市町村が処理する事務)  
法令により県又は市町村が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令に定められるもの。  
・第二号法定受託事務(市町村が処理する事務)  
法令により市町村が処理することとされる事務のうち、県が本来果たすべき役割に係るものであって、県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令に定められるもの。  
法定受託事務以外は、自治事務。

検証の結果

1 検証総数41(内訳:条例数20、規則数16、要綱・要領数5)

区 分		(1) 努力規定	(2) 手続規定	(3) 交付金等の交付規定	(4) 申出規定	(5) その他	計
条例 (20)	検証対象条項数	21	5	1	7		34
	委員会の判断基準該当数		1				1
	( - )個別検証の対象数	21	4	1	7		33
	のうち法定受託事務	1	2		1		4
	検証の結果、見直すべき条項数						
規則 (16)	検証対象条項数		15	5		8	28
	委員会の判断基準該当数		3				3
	( - )個別検証の対象数		12	5		8	25
	のうち法定受託事務		6	1		1	8
	検証の結果、見直すべき条項数		3			1	4
要綱等 (5)	検証対象条項数	1	17			6	24
	委員会の判断基準該当数		5				5
	( - )個別検証の対象数	1	12			6	19
	のうち法定受託事務	1	8			6	15
	検証の結果、見直すべき条項数						
計 (41)	検証対象条項数	22	37	6	7	14	86
	委員会の判断基準該当数		9				9
	( - )個別検証の対象数	22	28	6	7	14	77
	のうち法定受託事務	2	16	1	1	7	27
	検証の結果、見直すべき条項数		3			1	4

2 見直しが必要(3規則)

条 例 等	事務区分	見直し方向(案)	理由	法 令
<p>老人福祉法施行細則 (老人ホーム設置認可の申請等) 第13条 法第15条第3項の規定による届出は、老人ホーム設置届(様式第24号)により行わなければならない。 (老人ホーム事業開始の届出) 第14条 法第15条第3項の規定による届出をした市町村又は法第15条第4項の認可を受けた社会福祉法人は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届(様式第26号)により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。</p>	手続規定	廃止を検討する。	<p>事務に合理性がない。  老人福祉法による老人ホーム設置届に「事業開始予定年月日」が記載されていることから、「事業開始届」は必要ない。</p>	<p>【老人福祉法】 (施設の設置) 第15条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。 2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。 3 市町村及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第16条第2項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (不承認通知書) 第8条 法第45条第3項の規定により市町村長を経て行われる申請の却下は、別に定める様式による不承認通知書により行うものとする。</p>	その他 (経由)	廃止を検討する。	<p>經由する必要がない。  不承認通知は市町村を經由する必要がない。</p>	<p>【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】 (精神障害者保健福祉手帳) 第45条 精神障害者(知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生労働省令で定める書類を添えてその居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。 2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。 3 前項の規定による審査の結果、申請者が同項の政令で定める精神障害の状態にないと認めるときは、都道府県知事は、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>
<p>学校教育法施行細則 (仮校舎使用の届出手続) 第7条 市町村教育委員会は、校舎以外の建物を臨時に授業場(以下「仮校舎」という。)として使用するとき、届出書に次の書類を添えて、あらかじめ、岩手県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出なければならない。 2 仮校舎使用について届け出た事項の変更をしようとするときは、前項に準じて教育委員会に届け出なければならない。</p>	手続規定  手続規定	廃止を検討する。  同上	<p>事務に合理性がない。  仮校舎使用の届出は必要がない。</p>	-

3 今後、法令改正等の状況に応じて見直しが必要なもの(2要領)

(1) 岩手県ニホンカモシカ個体数調整事務処理要領

内容等	理由
<p>(概要) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特別天然記念物であるニホンカモシカの個体数調整の事務に関し必要な事項を定めている要領。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">市町村カモシカ保護管理実施計画に基づく個体数調整事務の流れ</p> <pre> graph TD     subgraph CityTownVillage [市町村]         A[鳥獣捕獲許可申請書 従事者証交付申請書 〔添付書類〕 市町村保護管理実施計画 承認通知書 現状変更等許可書]         B[記録簿・報告票]     end     subgraph Prefecture [県]         C[許可]     end     A --&gt; C     C --&gt; B     B --&gt; D[ ]     style D fill:none,stroke:none     </pre> </div>	<p>第2次勧告において、鳥獣保護法第7条第2項及び9条第3項は、県に対する義務付け等に該当し、見直し対象となっていることから、今後、県としても法改正等の状況に応じて、事務処理要領を見直す必要がある。</p> <p>【鳥獣保護法】</p> <p>第7条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)の保護のための管理(以下「保護管理」という。)に関する計画(以下「特定鳥獣保護管理計画」とい。)を定めることができる。</p> <p>2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 特定鳥獣の種類</li> <li>二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間</li> <li>三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域</li> <li>四 特定鳥獣の保護管理の目標</li> <li>五 特定鳥獣の数の調整に関する事項</li> <li>六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項</li> <li>七 その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項</li> </ol> <p>第9条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第7条第2項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。</p>

岩手県ニホンカモシカ個体数調整事務処理要領	事務区分
<p>第2 捕獲許可事務</p> <p>2 個体数調整の実施主体は、市町村とし、毎年度の岩手県カモシカ保護管理実施計画(以下「県実施計画」という。)に基づき実施する。</p> <p>3 個体数調整を実施しようとする市町村は、捕獲等の区域を所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局(以下「広域振興局等」という。)に鳥獣捕獲等許可申請書及び従事者証交付申請書を提出する。</p> <p>なお、申請書には、当該年度の市町村カモシカ保護管理実施計画(以下「市町村実施計画」という。)及び県の承認通知書の写し並びに文化財保護法に基づく現状変更等の許可を受けたことを証する書類(許可書の写し)等を添付する。</p>	<p>手続規定</p> <p>手続規定</p>
<p>第3 個体数調整の実施</p> <p>1 市町村は、個体数調整を実施したときは、速やかに捕獲出動記録簿(様式1)及びカモシカ捕獲報告票(様式2)に必要な事項を記入し、所管する広域振興局等に提出する。</p>	<p>手続規定</p>

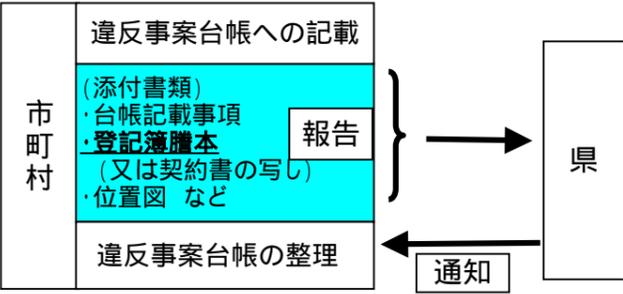
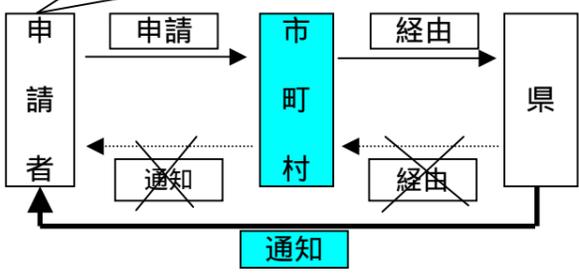
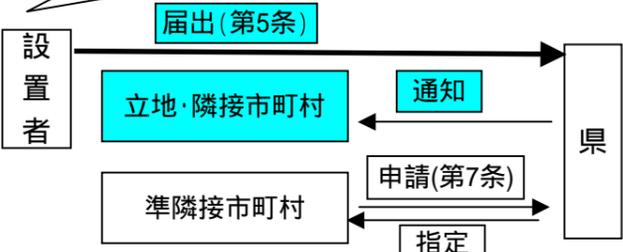
(2) 土地売買等の許可申請等に係る事務処理要領

内容等	理由
<p>(概要) 国土利用計画法の規定による規制区域に所在する土地の売買等の許可申請及び許可事項の変更の届出に係る事務について、県と市町村が共同で処理するため必要な事項を定めている要領。</p>	<p>第2次勧告において、自治事務である国土利用計画法第15条第2項及び第23条第3項は、市町村に対する義務付け等に該当し、見直し対象となっていることから、今後、県としても法改正等の状況に応じて、事務処理要領を見直す必要がある。</p>
<p>土地売買等の許可申請等に係る事務の流れ</p>	<p>【国土利用計画法】 第15条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、国土交通省令で定めるところにより、申請に係る土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。 2 市町村長は、前項の規定により申請書を受領したときは、遅滞なく、その意見を付して、これを都道府県知事に送付しなければならない。 第23条 土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者(次項において「権利取得者」という。)は、その契約を締結した日から起算して二週間以内に、次に掲げる事項を、国土交通省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。 3 第15条第2項の規定は、第1項の規定による届出のあつた場合について準用する。</p>

土地売買等の許可申請等に係る事務処理要領	事務区分	事務区分
<p>(申請書等の形式審査等) 第5 市町村長は、権利取得者から事後届出書が提出されたとき又は当事者から申請書若しくは事前届出書が提出されたときは、直ちに別紙1「土地売買等許可申請(届出)書形式審査要領」に基づき当該申請書等の形式審査を行い、処理するものとする。なお、持参の方法により提出された申請書等に瑕疵がある場合において、その場で瑕疵を補正することができるものについては、権利取得者又は当事者(以下「当事者等」という。)に補正を求めることとする。</p> <p>(記載事項の確認等) 第6 市町村長は、第5に規定する形式審査を終了し、申請書等を受領したときは、事後届出書については別紙2「土地売買等届出(事後届出)書記載事項点検要領」に基づき、申請書又は事前届出書については、別紙2-2「土地売買等許可申請(事前届出)書記載事項点検要領」に基づき記載事項について点検するほか、当事者等に対して次の各号に掲げる指導等を行うものとする。</p> <p>(副本の送付等) 第7 市町村長は、申請書等を受領したときは、直ちに副本1部(添付図書一式を含む。)を知事に送付するものとする。ただし、当該申請等が事前指導等を了した事案に係るものである場合はこの限りではない。 2 市町村長は、受理した事前届出書が公拡法の届出とみなされる届出に係る事案である場合は、当該申請書等の写しを同法所管課等に送付するとともに、同法による処理について調整を図るものとする。 3 市町村長は、受理した申請書等が農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項又は第73条第1項の許可を要する土地を含むものである場合は、当該申請書等の写しを農業委員会に送付するとともに、その求めに応じて添付図書を閲覧させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、申請等に係る事案が当該許可を要するものであるか否かについて疑義があるときには、農業委員会に照会する等の措置を講ずるものとする。</p> <p>(意見書及び正本の送付) 第8 市町村長は、受理した事後届出書に係る利用目的に関し、又は申請書若しくは事前届出書に係る予定対価の額及び利用目的に関し、都市計画法(昭和43年法律第100号)、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の関係法令の規制を受ける場合は、これらの法令を所管する各部門間の意見を調整した後、意見書(様式第1号又は様式第1号の2)を作成し、申請書等の正本(添付図書を除く。)を添えて、原則として受理の日から2週間以内に知事に送付するものとする。 2 市町村長は、受理した申請書又は事前届出書に係る予定対価の額が近傍類地の標準地又は基準地の公示価格又は標準価格等と比較して著しく適正を欠かないと明らかに認められ、かつ、利用目的が個別諸法律による許可基準との関係で特段の意見がないと判断されるものについては、第1項の規定にかかわらず、意見書及び申請書又は事前届出書の正本を、原則として受理の日から1週間以内に知事に送付するものとする。</p>	<p>手続規定</p> <p>手続規定</p> <p>その他(経由)</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p> <p>その他(経由)</p> <p>その他(経由)</p>	<p>(土地売買等契約状況報告書の提出等) 第15 知事は、事前届出について、当事者に不勧告通知した場合において、当該事前届出に係る土地売買等の契約が締結されたとき及び契約の締結の中止の合意がなされたとき又は不勧告通知の日から6か月を経過しても契約の締結が行われていないときは、当事者の一方又は双方から土地売買等契約状況報告書(様式第10号)を当該事前届出に係る土地の所在する市町村長を経由して知事に提出させるものとする。 2 市町村長は、前項の規定による土地売買等契約状況報告書を受領したときは、事前届出の内容との照合を行い、事前届出の内容との相違の有無を確認し、知事に送付するものとする。なお、照合の結果、無届取引の疑いのある事案を把握したときは、別に定める「無届取引の防止等に関する事務処理要領」に基づく手続きを行うものとする。</p> <p>(申請書等の取下げ) 第16 当事者等の一方又は双方が申請書等の取下げを申し出たときは、取下申出書(様式第11号又は様式第11号の2)を市町村長に提出させるものとする。 2 市町村長は、前項の取下申出書を受領したときは、記載事項を確認のうえ速やかに知事に送付するものとする。 4 市町村長は、知事から前項の送付があったときは、市町村が保管する申請書等を添えて当事者等に返戻するものとする。</p>

【県の見直し方向(案)に対する市町村意見】

県の見直し方向(案)に対する意見はなし。その他、事務処理方法、運用に関する意見は次のとおり。

条例等	区分	見直し方向(案)	事務処理方法、運用に関する市町村意見
<p>無届取引の防止等に関する事務処理要領</p> <p>第5条 市町村長は、第4条により無届取引等の疑いのある事案を把握したときは、知事に所要事項を報告のうえ、指導結果等を整理するものとする。</p> <p>(2) 知事への報告 違反事案台帳に記載した無届取引等の疑いのある事案については、台帳記載事項及び当該取引に係る土地の登記簿謄本(又は契約書の写し)、位置図その他必要と認められる図書等を添えて、速やかに知事に報告(様式第2号)するものとする。</p> <p>無届取引の防止等に関する事務の流れ</p> 	<p>手続規定</p>	<p>現行どおり。</p>	<p>【奥州市】 第5(2)「知事への報告」時に添付する書類について、登記簿謄本は必要に応じ添付することとされたい。 (国から大規模土地取引状況データが提供されていることから、少なくとも、当該データに含まれる土地取引の登記簿謄本は不要と考える。)</p> <p>(担当部局の考え方) 無届けとして報告されるものの中には、競売や民事調停など特殊な事例が含まれていることがありますが、それらは国の提供データでは確認できず、関係者に事情を聴く際に支障を来すことから、要領どおり登記簿謄本(又は契約書の写し)の添付をお願いします。</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則</p> <p>第8条 法第45条第3項の規定により市町村長を経て行われる申請の却下は、別に定める様式による不承認通知書により行うものとする。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳事務の流れ</p> 	<p>その他(経由)</p>	<p>廃止を検討する。 (理由) 市町村を経由する必要がない。</p>	<p>【一関市】 市町村経由を廃止する場合でも、不承認である旨の連絡だけはいただきたい。 (担当部局の考え方) 廃止の検討に当たっては、御意見の趣旨を踏まえたものとします。</p> <p>【久慈市】 これまで、不承認となった方に対しては、状態が不安定にならないよう家族へ連絡後通知するなどの対応を取ってきた。廃止する場合には、本人や家族に事前に説明、連絡を行っていただきたい。</p> <p>(担当部局の考え方) 廃止の検討に当たっては、不承認の場合、必要に応じて本人、家族に事前に説明するなど、手続きが円滑に進むような取扱いについて検討することとします。</p>
<p>特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例</p> <p>第5条 5 知事は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る立地市町村及び隣接市町村の長にその旨を通知するとともに、同項及び第2項に規定する書面の写しを送付しなければならない。</p> <p>第7条 知事は、新設届出又は変更届出に係る立地市町村及び隣接市町村以外の市町村であって当該新設届出又は当該変更届出の内容が当該市町村における持続可能なまちづくりに影響を及ぼすおそれがあると認められるものを、その申請により、隣接市町村に準ずる市町村に指定することができる。</p> <p>届出の通知及び市町村の指定事務の流れ</p> 	<p>届出規定</p>	<p>現行どおり。</p>	<p>【花巻市】 第5条に基づく県からの通知は、立地市町村及び隣接市町村のみで、それ以外の市町村へは情報提供がない。第7条の準隣接市町村の指定申請の判断にあたり、立地市町村及び隣接市町村以外の近隣の市町村への情報提供も必要。 (担当部局の考え方) 準隣接市町村の指定に当たっては、指定を申請する可能性のある市町村に対して、県からも積極的に情報提供を行い、市町村における申請実施の判断の参考にしていただく予定です。</p>

## 義務付け・枠付けの判断基準

別添

### 義務付け・枠付けの存置を許容する場合の判断基準

地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務

補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務

地方自治に関する基本的な準則に関する事務を及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの

b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定

c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって、全国的な制度を構築しているもの

d 指定・登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。)

e 都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの以外のもの

f 地方自治体の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手続

g 国・地方自治体間の同意及び許認可・承認に係る規定(地方分権推進計画(平成10年5月)に該当するものに限る)

国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

### 「義務付け・枠付けの存置を許容する場合の判断基準」に該当しないが、残さざるを得ない判断するものの基準

ア 地方自治体による行政処分など公権力行使に当たっての私人保護、地方自治体による事実証明及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定

イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定

ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの

エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの

オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定

カ 刑法で一般には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定

キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

## 県による市町村への義務付け・枠付け、関与の見直し検討表

1 地域振興・総務分野

番号	条例等	条 文 (要旨)	事務区分	見直しの方向	理由	市町村意見
1-1	県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例 (昭和 57 年 12 月 17 日条例第 30 号)	(設置) ポスター掲示場の設置は、市町村の選挙管理委員会が行う(第 1 条)。  (総数の減少) 市町村の選管は、県選管と協議の上、ポスター掲示場の総数を減らすことができる(第 2 条)。	手続規定  申出規定	(法定受託事務) (以下、同じ)	既に見直し済み。 (以下、同じ)	
1-2	県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例 (平成 14 年 12 月 16 日条例第 64 号)	(選挙公報の配布) 選挙公報は、市町村の選管が、選挙の 2 日前までに各世帯に配布するものとする(第 5 条)。  市町村の選管は、あらかじめ、県選管に届け出て、選挙公報を新聞折込等により配布できる。この場合、適当な場所に選挙公報を置くなど、選挙人が容易に入手できるよう努めなければならない(第 5 条)。	手続規定  努力規定	(法定受託事務) (以下、同じ)	同上 (以下、同じ)	
1-3	岩手県自治紛争処理規則 (昭和 32 年 9 月 10 日規則第 56 号)	(議決書等の添付) 第 2 条及び第 9 条から前条までの規定において申請者又は当事者が市町村であるときは、市町村議会の議決書と会議録の写を添付しなければならない(第 12 条)。	手続規定	現行どおり	紛争解決のための裁定の手続きであり、「委員会判断基準 -f」に該当。	
1-4	自治振興基金条例 (昭和 46 年 7 月 13 日条例第 22 号)	(実地検査等) 知事は、必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けた市町村等に対し、関係資料の提出を求め、又は実地に検査できる(第 7 条)。	交付金等の交付規定	現行どおり	貸付金の申請に当たって、必要不可欠。	
1-5	自治振興基金条例施行規則 (昭和 46 年 8 月 31 日規則第 46 号)	(事業実施計画書等の添付) 資金の貸付けを受けようとする市町村は、毎年度、指定の期日までに、関係書類を知事に提出しなければならない(第 5 条)。	交付金等の交付規定	現行どおり	同上	
1-6	社会貢献活動の支援に関する条例 (平成 10 年 3 月 30 日条例第 20 号)	(市町村の役割) 市町村は、その地域の実情に応じて、それぞれの立場において、社会貢献活動を支援するよう努めるものとする(第 4 条)。	努力規定	現行どおり	奨励にとどめる条文となっている。	
1-7	市町村研修職員要綱 (昭和 34 年 2 月 7 日告示第 86 号)	(申請) 市町村長は、職員を知事部局に勤務させて研修させようとするときは、職員研修申請書を知事に提出しなければならない(第 4 条)。	手続規定	現行どおり	市町村職員研修の手続きであり、必要。	
1-8	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則 (昭和 41 年 8 月 19 日人事委員会規則第 22 号)	(組織の変更等についての通知) 公平事務委託市町村等の長は、当該市町村に係る組織に改廃があったとき、又は管理職員等の職の改廃や新設があったときは、速やかに人事委員会に通知しなければならない(第 3 条)。	手続規定	現行どおり	地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であること。 地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているものであり、「委員会判断基準 -a」に該当。	
1-9	岩手県文化芸術振興基本条例 (平成 20 年 3 月 27 日条例第 5 号)	(基本理念) 文化芸術の振興に当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村及び県が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、及び協働するよう努めなければならない(第 2 条)。	努力規定 市町村以外の主体も対象	現行どおり	奨励にとどめる条文となっている。	

## 2 環境生活分野

番号	条例等	条 文 (要旨)	事務区分	見直しの方向	理由	市町村意見
2-1	岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例 (平成10年3月30日条例第22号)	(市町村の役割) 市町村は、その地域の特性に応じて、それぞれの立場において、 <b>環境の保全と創造に関する施策を策定し、実施するよう努めるものとする(第7条)</b> 。  (相互連携等) 県民、事業者、県及び市町村は、相互に連携し、協力して <b>環境の保全と創造に努めるものとする(第8条)</b> 。	努力規定  努力規定 市町村以外の主体も対象	現行どおり  現行どおり	奨励にとどめる条文となっている。 (以下、同じ)	
2-2	岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 (平成15年10月9日条例第64号)	(相互協力) 県民、事業者、民間の団体、県、市町村は、相互に連携し、協力して <b>ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるものとする(第6条)</b> 。	努力規定 市町村以外の主体も対象	現行どおり	同上	
2-3	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 (平成13年12月21日条例第71号)	(県等の役割) 県民、事業者、県、市町村は、 <b>県民の健康の保護と生活環境の保全が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない(第3条)</b> 。	努力規定 市町村以外の主体も対象	現行どおり	同上	
2-4	循環型地域社会の形成に関する条例 (平成14年12月16日条例第73号)	(市町村等の役割) 市町村等は、その特性に応じて、それぞれの立場において、 <b>廃棄物の発生抑制や適正処理、循環資源の循環的な利用に関する施策を策定し、実施するよう努めるものとする(第4条)</b> 。	努力規定	現行どおり	同上	
2-5	岩手県環境影響評価条例 (平成10年7月15日条例第42号)	(県等の役割) 県、市町村、事業者、県民は、この条例の規定による <b>環境影響評価等の手続が適切かつ円滑に行われ、環境保全の配慮が適正になされるように、それぞれの立場で努めなければならない(第3条)</b> 。	努力規定 市町村以外の主体も対象	現行どおり	同上	
2-6	新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例 (平成15年3月19日条例第22号)	(相互協力) 県民、事業者や民間団体、県や市町村は、相互に連携を図りながら協力して <b>新エネルギーの導入と省エネルギーの促進に努めるものとする(第7条)</b> 。	努力規定 市町村以外の主体も対象	現行どおり	同上	
2-7	岩手県自然環境保全条例 (昭和48年12月25日条例第62号)	(県等の役割) 県、市町村、事業者及び県民は、 <b>自然環境の適正な保全が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない(第4条)</b> 。  (自然環境保全地域に関する保全事業の執行) 市町村は、 <b>知事に協議し、その同意を得て、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行できる(第14条)</b> 。  (環境緑地保全地域に関する保全事業) 市町村等は、 <b>知事に協議し、その同意を得て、環境緑地保全地域に関する保全事業の一部を執行できる(第22条)</b> 。	努力規定 市町村以外の主体も対象  申出規定  申出規定	現行どおり  現行どおり  現行どおり	奨励にとどめる条文となっている。  市町村の申出によるものであり、義務付け等に該当しない。 (以下、同じ)	

番号	条例等	条文（要旨）	事務区分	見直しの方向	理由	市町村意見
2-8	県立自然公園条例 (昭和33年12月26日条例第53号)	(公園事業の執行) 公園事業は、県が執行する(第7条)。  市町村は、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる(第7条)。	申出規定	現行どおり	市町村の申出によるものであり、義務付け等に該当しない。	
2-9	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 (平成14年3月29日条例第26号)	(認定保護管理事業等) 県以外の地方公共団体が行う保護管理事業の計画が、知事が定める保護管理事業計画に適合する旨、知事の確認を受けることができる(第32条)。  (国等に関する特例) 国の機関等は、指定希少野生動植物を捕獲等しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない(第41条)。  国の機関等は、届出をすべき行為に該当する行為等をするときは、知事にその旨を通知しなければならない(第41条)。 国の機関等： 国、県の機関、県以外の地方公共団体	申出規定  手続規定  手続規定	現行どおり  現行どおり  現行どおり	同上  保護に関する例外を定めた規定であり、必要不可欠な手続である。(以下、同じ)	
2-10	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則 (平成14年10月9日規則第105号)	(保護管理事業の確認の申請) 県以外の地方公共団体は、条例第32条第2項の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない(第21条)。  前項の申請書には、保護管理事業の事業計画書を添付しなければならない(第21条)。	手続規定  手続規定	現行どおり  現行どおり	同上  同上	
2-11	岩手県ニホンカモシカ個体数調整事務処理要領 (平成18年1月31日自第589号)	(捕獲許可事務) 個体数調整の実施主体は、市町村とし、毎年度の岩手県カモシカ保護管理実施計画に基づき実施する(第2-2)。  個体数調整を実施する市町村は、所管する広域振興局等に鳥獣捕獲等許可申請書と従事者証交付申請書を提出する。 申請書には、当該年度の市町村カモシカ保護管理実施計画等を添付する(第2-3)。  (個体数調整の実施) 市町村は、個体数調整を実施したときは、速やかに捕獲出勤記録簿及びカモシカ捕獲報告票に必要事項を記入し、所管する広域振興局等に提出する(第3-1)。	手続規定  手続規定  手続規定	法改正等の状況に応じて対応を検討。 (以下、同じ)	第2次勧告において、鳥獣保護法第7条第2項及び9条第3項は、見直し対象とされていることから、法改正等の状況に応じて見直しが必要。	
2-12	土地売買等の許可申請等に係る事務処理要領 (平成10年8月31日資第220号)	(申請書等の形式審査等) 市町村長は、権利取得者から事後届出書等が提出されたときは、直ちに「形式審査要領」に基づき形式審査を行い、処理する(第5)。  (記載事項の確認等) 市町村長は、形式審査を終了し、申請書等を受理したときは、「点検要領」に基づき点検するほか、当事者等に対して次の指導等を行う(第6)。	手続規定  手続規定	(法定受託事務) (以下、同じ)	第2次勧告において、自治事務である同法第15条第2項及び第23条第3項は、見直し対象とされていることから、法改正等の状況に応じて見直しが必要。 (以下、同じ)	

		<p>( 副本の添付等 )  <b>市町村長は、申請書等を受理したときは、事前指導等を終了している場合を除き、直ちに副本 1 部を知事に送付する ( 第 7 - 1 )。</b></p> <p><b>市町村長は、公拡法に係る事前届出書を受理した場合は、申請書等の写しを同法所管課等に送付するとともに、同法による処理について調整を図る ( 第 7 - 2 )。</b></p> <p><b>市町村長は、受理した申請書等が農地法の許可を要する土地を含む場合は、申請書等の写しを農業委員会に送付するとともに、添付図書を閲覧させる等の措置を講ずる ( 第 7 - 3 )。</b></p> <p>( 意見書及び正本の送付 )  <b>市町村長は、受理した事後届出書に係る利用目的等に関し、都市計画法、森林法等の規制を受ける場合は、これらの法令を所管する各部門間の意見を調整した後、意見書を作成し、申請書等の正本を添えて、原則として受理の日から 2 週間以内に知事に送付する ( 第 8 - 1 )。</b></p> <p><b>市町村長は、受理した申請書又は事前届出書に係る予定対価の額が近傍類地の標準地等の公示価格等と比較して著しく適正を欠かないと明らかに認められ、かつ、利用目的に個別諸法律による許可基準との関係で特段の意見がないものについては、意見書等の正本を、受理の日から 1 週間以内に知事に送付する ( 第 8 - 2 )。</b></p> <p>( 土地売買等契約状況報告書の提出等 )  <b>知事は、事前届出について、当事者に不勧告通知をした場合において、当該事前届出に係る土地売買等の契約の締結等から 6 か月を経過しても契約が締結されないときは、当事者から土地売買等契約状況報告書を当該土地の所在する市町村長を経由して知事に提出させる ( 第 15 - 1 )。</b></p> <p><b>市町村長は、土地売買等契約状況報告書を受理したときは、事前届出の内容との相違の有無を確認し、知事に送付する。なお、照合の結果、無届取引の疑いのある事案を把握したときは、「無届取引の防止等に関する事務処理要領」に基づく手続を行う ( 第 15 - 2 )。</b></p> <p>( 申請書等の取下げ )  <b>当事者等が申請書等の取下げを申し出たときは、取下申出書を市町村長に提出させる ( 第 16 - 1 )。</b></p> <p><b>市町村長は、前項の取下申出書を受理したときは、記載事項を確認のうえ速やかに知事に送付する ( 第 16 - 2 )。</b></p> <p><b>市町村長は、知事から前項の送付があったときは、市町村が保管する申請書等を添えて当事者等に返戻する ( 第 16 - 3 )。</b></p>	<p>その他 ( 経由事務 )</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p> <p>その他 ( 経由事務 )</p> <p>その他 ( 経由事務 )</p> <p>その他 ( 経由事務 )</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p> <p>その他 ( 経由事務 )</p> <p>その他 ( 経由事務 )</p>			
--	--	---	---	--	--	--

番号	条例等	条 文 (要旨)	事務区分	見直しの方向	理由	市町村意見
2-13	無届取引の防止等に関する事務処理要領 (昭和 51 年 5 月 10 日 土地第 13 号)	<p>知事及び市町村長は、土地取引における無届取引等を防止するため、広報紙(誌)、パンフレット、テレビ、ラジオ、有線放送等を活用し、住民懇談会等の機会を利用し、関係諸機関等の協力を求めるなど、あらゆる手段・方法により届出制度の趣旨が住民に徹底されるよう努める(第3)。</p> <p>知事及び市町村長は、無届取引等の疑いがある事案に関し、所定の方法により把握する(第4)。</p> <p>市町村長は、無届取引等の疑いのある事案を把握したときは、知事に所要事項を報告のうえ、指導結果等を整理する(第5)。</p> <p>(2) 知事への報告 違反事案台帳に記載した事案については、台帳記載事項、土地の登記簿謄本、位置図等を添えて、速やかに知事に報告する。</p>	<p>努力規定</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p>	(法定受託事務) (以下、同じ)	既に見直し済み。 (以下、同じ)	【奥州市】 第5(2)「知事への報告」時に添付する書類について、登記簿謄本は必要に応じ添付することとされたい。 (国から大規模土地取引状況データが提供されていることから、少なくとも、当該データに含まれる土地取引の登記簿謄本は不要と考える)

### 3 保健福祉分野

番号	条例等	条 文 (要旨)	事務区分	見直しの方向	理由	市町村意見
3-1	介護保険財政安定化基金条例施行規則 (平成 12 年 3 月 28 日 規則第 82 号)	(拠出金の額の算定) 介護保険を行う市町村等は、所定の日までに、次の書類を知事に提出しなければならない(第2条)。	交付金等の交付規定	現行どおり	貸付申請に当たって、必要不可欠。	
3-2	生活保護法施行細則 (昭和 58 年 9 月 30 日 規則第 56 号)	(保護施設設置届等) 市町村は、設置した保護施設を変更したときは、14 日以内に、保護施設変更届を知事又は広域振興局長に提出しなければならない(第12条)。  市町村等は、保護施設の設備や運営の改善等を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、処分の日から 30 日以内に、是正措置の結果を知事等に報告しなければならない(第14条)。	<p>手続規定</p> <p>手続規定 市町村以外の主体も対象</p>	(法定受託事務) (以下、同じ)	既に見直し済み。 (以下、同じ)	
3-3	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則 (平成 20 年 3 月 28 日 規則第 55 号)	(保護施設変更届等) 市町村は、設置した保護施設を変更したときは、14 日以内に、保護施設変更届を知事又は広域振興局長に提出しなければならない(第11条)。  (改善命令等による措置結果報告) 市町村等は、保護施設の設備・運営の改善等を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、30 日以内に、是正措置の結果を知事等に報告しなければならない(第13条)。	<p>手続規定</p> <p>手続規定 市町村以外の主体も対象</p>	(法定受託事務) (以下、同じ)	既に見直し済み。 (以下、同じ)	
3-4	行旅病人、行旅死亡人等の救護又は取扱の費用弁償に関する規則 (昭和 39 年 3 月 31 日 規則第 19 号)	(繰替支弁する費用) 法第 15 条第 1 項の規定により市町村が繰替支弁する費用の種目及び限度額は、別表のとおりとする(第2条)。  (費用弁償の請求) 市町村は、繰替支弁を行った場合において、県が弁償すべき費用があるときは、次に掲げる書類を添えて、その費用の弁償を請求しなければならない(第3条)。	<p>交付金等の交付規定</p> <p>交付金等の交付規定</p>	<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	<p>弁償に当たって、必要不可欠。 (以下、同じ)</p>	

番号	条例等	条 文 (要旨)	事務区分	見直しの方向	理由	市町村意見
3-5	ひとにやさしいまちづくり条例 (平成 19 年 12 月 18 日条例第 74 号)	<p>(市町村の役割)</p> <p>市町村は、その状況に応じて、自主的な判断により、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を推進するとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする(第 4 条)。</p> <p>市町村は、自ら設置し、又は管理する施設等について、すべての人が安全で円滑に利用できるよう整備に努めるものとする(第 4 条)。</p> <p>市町村は、自ら住民に対して提供するサービスと情報について、すべての人が円滑に利用できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする(第 4 条)。</p> <p>(総合的推進)</p> <p>県、市町村、事業者及び県民は、ひとにやさしいまちづくりに関するそれぞれの責務と役割を自覚しながら、一体となってひとにやさしいまちづくりの推進に努めるものとする(第 7 条)。</p> <p>県及び市町村は、道路、公園等の施設の新設と修繕の事業等においては、ひとにやさしいまちづくりに資する施設等の整備を促進するよう努めるものとする(第 7 条)。</p>	<p>努力規定</p> <p>努力規定</p> <p>努力規定</p> <p>努力規定 市町村以外の主体も対象</p> <p>努力規定</p>	<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	<p>奨励にとどめる条文となっている。 (以下、同じ)</p>	
3-6	老人福祉法施行細則 (昭和 53 年 6 月 1 日規則第 46 号)	<p>(老人ホーム設置認可の申請等)</p> <p>法第 15 条第 3 項の規定による届出は、老人ホーム設置届により行わなければならない(第 13 条)。</p> <p>(老人ホーム事業開始の届出)</p> <p>法第 15 条第 3 項の規定による届出をした市町村等は、事業を開始したときは、速やかに老人ホーム事業開始届を知事に提出しなければならない(第 14 条)。</p> <p>(改善命令に対する措置結果の報告)</p> <p>市町村等は、老人ホームの設備又は運営の改善の命令を受けたときは、30 日以内に措置結果報告書により知事に報告しなければならない(第 17 条)。</p> <p>(準用)</p> <p>第 17 条の規定は、軽費老人ホームを運営する市町村等が必要な措置を採るべき旨を命ぜられた場合に準用する(第 22 条)。</p>	<p>手続規定 市町村以外の主体も対象</p> <p>手続規定 市町村以外の主体も対象</p> <p>その他 (準用)</p>	<p>廃止を検討する。</p> <p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	<p>老人ホーム設置届に「事業開始予定年月日」が記載されているため必要ない。</p> <p>老人福祉法及び同法施行規則による事務に付随するものであり、必要。 (以下、同じ)</p>	
3-7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和 43 年 10 月 15 日規則第 73 号)	<p>(不承認通知書)</p> <p>法第 45 条第 3 項の規定により市町村長を経て行われる申請の却下は、別に定める様式による不承認通知書により行う(第 8 条)。</p>	<p>その他 (経由事務)</p>	<p>廃止を検討する。</p>	<p>申請書は市町村の経由が政令に規定されているが、不承認通知の経由は、規定がないことから、必要ない。</p>	<p>【久慈市】</p> <p>これまで、不承認となった方に対しては、状態が不安定にならないよう家族へ連絡後通知するなどの対応を取ってきた。</p> <p>廃止する場合には、本人や家族に事前に説明、連絡を行っていただきたい。</p> <p>【一関市】</p> <p>不承認である旨の連絡だけはいただきたい。</p>

番号	条例等	条 文 (要旨)	事務区分	見直しの方向	理由	市町村意見
3-8	母子及び寡婦福祉法施行細則 (昭和 41 年 2 月 25 日規則第 9 号)	(書類の経由) 知事に提出する申請書等は、広域振興局長等を経由しなければならない。 この場合、市に居住する者の申請書等は市の福祉事務所の長を、町村に居住する者の申請書等は町村長を経由しなければならない(第 24 条 )。  広域振興局長等に提出する申請書等も、上記と同様とする(第 24 条 )。  知事が交付する通知書等は広域振興局長等を、広域振興局長等が交付する通知書等は当該市町村長を経由する。(第 24 条 )	その他 (経由事務)  その他 (経由事務) その他 (経由事務)	現行どおり  現行どおり  現行どおり	申請書等の市町村の経由については、「特例条例」及び「同条例施行規則」により市町村に移譲していること。また、「事務処理交付金」を交付していること。 (以下、同じ)	
3-9	災害救助法施行細則 (昭和 35 年 4 月 22 日規則第 59 号)	(市町村長の救助の実施) 市町村長は、災害の事態が急迫し、知事の救助を待つことができないときは、救助の実施に着手できる(第 3 条 )。  (繰替支弁) 市町村は、市町村長が救助の事務の一部を行うのに要する費用を一時繰替支弁するものとする(第 17 条 )。  (市町村長が行うこととする救助の実施) 救助の事務の一部を市町村長が行う場合の通知は、様式第 12 号による(第 18 条 )。  前項の場合、市町村長は、この細則に定めるところにより、当該救助に関する事務を処理する(第 18 条 )。	その他 (緊急時の処理)  交付金等の交付規定  手続規定  手続規定	(法定受託事務) (以下、同じ)	既に見直し済み。 (以下、同じ)	

4 商工労働観光分野

番号	条例等	条 文 (要旨)	事務区分	見直しの方向	理由	市町村意見
4-1	特定区域における産業の活性化に関する条例 (平成 18 年 3 月 28 日 条例第 18 号)	(基本方針) 基本指針には、次に掲げる事項を定める(第 3 条 )。 (4) 市町村が講ずることが望ましい施策に関する事項  (特定区域の指定等) 特定区域の指定は、規則で定めるところにより、市町村長の申請に基づき知事が行う(第 4 条)。	努力規定  申出規定	現行どおり  現行どおり	奨励にとどめる条文となっている。  市町村の申出による指定の手続きであり、必要不可欠。	
4-2	特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例 (平成 19 年 12 月 18 日 条例第 75 号)	(準近隣市町村) 知事は、新設届出又は変更届出に係る立地市町村及び隣接市町村以外の市町村であって当該届出の内容が当該市町村における持続可能なまちづくりに影響を及ぼすおそれがあると認められるものを、その申請により、隣接市町村に準ずる市町村に指定できる(第 7 条 )。	申出規定	現行どおり	同上	第 5 条に基づき県からの通知は立地市町村及び隣接市町村のみで、それ以外の市町村へは情報提供がない。 第 7 条の準隣接市町村の指定申請の判断に当たり、立地市町村及び隣接市町村以外の近隣の市町村への情報提供も必要。
4-3	特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例施行規則 (平成 20 年 3 月 28 日 規則第 46 号)	(縦覧の場所) 報告を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、縦覧する者の参集の便を考慮して定める(第 10 条)。 (2) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎等の施設	その他 (協力要請)	現行どおり	同上	
4-4	広域まちづくり会議による市町村土地利用計画調整要綱 (平成 19 年 7 月 31 日)	(開催) 立地市町村の長は、土地利用計画の素案を作成する場合は、別紙様式に係る書類を添えて、管轄する広域振興局等を経由し、知事に報告する(第 5 条 )。  立地市町村は、会議において予定する土地利用計画の策定等の内容について説明する(第 5 条 )。  (調整) 周辺市町村長は、会議開催日から起算して 2 週間以内に知事に対し立地市町村の土地利用計画の策定等に関し、意見を提出し、意見を有しない場合にはその旨を通知する(第 6 条 )。  立地市町村長は、前項による通知があったときは、周辺市町村長から提出された意見への対応を検討するとともに、対応の状況を通知を受けた日から 2 週間以内に知事に報告する(第 6 条 )。  (計画変更の取扱い) 立地市町村長は、土地利用計画の策定等に係る知事の同意等を求める手続の前に特定大規模集客施設の床面積又は敷地面積が、報告していた面積より 2 割を超えて増加することが明らかになった場合には、報告を行う(第 7 条)。	手続規定  手続規定  手続規定  手続規定	現行どおり  現行どおり  現行どおり  現行どおり	地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であること。 地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているものであり、「委員会判断基準 -a」に該当。 (以下、同じ)	

## 5 農林水産分野

番号	条例等	条 文 (要旨)	事務区分	見直しの方向	理由	市町村意見
5-1	森林病虫害等防除法施行条例 (平成 11 年 12 月 17 日 条例第 72 号)	(被害状況の報告) 知事は、地区実施計画等に対する助言等のため必要な場合は、森林病虫害等による被害の状況について、市町村長に対し報告を求めることができる(第 4 条)。	手続規定	現行どおり	広域的な被害のまん延を防止するための事務であり、「委員会判断基準」に該当。 ただし、第 2 次勧告において、森林病虫害等防除法第 7 条の 9 第 1 項～第 3 項及び第 7 条の 10 第 1 項～第 4 項までは、見直し対象とされており、法改正等の状況に応じて見直しが必要。	
5-2	森林病虫害等防除法施行細則 (昭和 39 年 3 月 31 日 規則第 21 号)	(発生の報告) 法第 12 条の規定により通報を受けた市町村長は、その被害状況を森林病虫害等発生報告書により所管する局長に報告しなければならない(第 7 条)。	手続規定	現行どおり	広域的な被害のまん延を防止するための事務であり、委員会判断基準の に該当。	
5-3	農村の活性化に関する条例 (平成 17 年 10 月 11 日 条例第 62 号)	(市町村の役割) 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、農村の活性化に関する施策を推進するよう努めるものとする(第 4 条)。	努力規定	現行どおり	奨励にとどめる条文となっている。	
5-4	岩手県内水面漁業調整規則 (昭和 47 年 11 月 28 日 規則第 88 号)	(申請又は届出) 水産動物の採捕又は移植に関し知事に申請等をする者は、住所地が大船渡、釜石、宮古及び久慈の各地方振興局の管内にある者は地方振興局長を経由して、これ以外の者は市町村長を経由して申請しなければならない(第 3 条)。	その他 (経由事務)	現行どおり	申請書等の市町村の経由については、「特例条例」及び「同条例施行規則」により市町村に移譲していること。また、「事務処理交付金」を交付していること。	

## 6 県土整備分野

番号	条例等	条 文 (要旨)	事務区分	見直しの方向	理由	市町村意見
6-1	岩手の景観の保全と創造に関する条例 (平成 5 年 10 月 26 日 条例第 35 号)	(県及び市町村の役割) 市町村は、その地域の特性に応じて、それぞれの立場において、景観形成に関する施策を策定して、実施するよう努めるものとする(第 3 条)。  (市町村景観形成基本方針) 市町村は、それぞれの立場において、当該市町村の景観形成のための基本的な方針を定めるよう努めるものとする(第 23 条)。  市町村は、それぞれの立場において、市町村景観形成基本方針に基づき、景観形成に関する施策を実施するよう努めるものとする(第 23 条)。	努力規定  努力規定  努力規定	現行どおり  現行どおり  現行どおり	奨励にとどめる条文となっている。 (以下、同じ)	

## 7 教育分野

番号	条例等	条 文 (要旨)	事務区分	見直しの方向	理由	市町村意見
7-1	学校教育法施行細則 (昭和 32 年 1 月 14 日 教育委員会規則第 1 号)	(仮校舎使用の届出手続) 市町村教育委員会は、校舎以外の建物を臨時に授業場(仮校舎)として使用するとき、届出書に次の書類を添えて、あらかじめ、岩手県教育委員会に届け出なければならない(第 7 条)。  仮校舎使用について届け出た事項の変更をしようとするときは、前項に準じて教育委員会に届け出なければならない(第 7 条)。	手続規定  手続規定	廃止を検討する。  同上	仮校舎使用の届出は、必要ない。 (以下、同じ)	